

( 都道府県議会 ) 議長 ( ) 様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、島根県議会では議員提案した「竹島の日を定める条例」を、この2月議会で議決いたしました。その後、国内各地からのメール・FAX・手紙などで多くの激励の意見をはじめ、様々な意見をいただきました。また、報道等のご承知のとおり、大韓民国からの抗議等の動きがありました。そこで、本議会で「竹島の日を定める条例」を定めた趣旨について、ご説明しご理解をお願いするものです。

竹島は、島根県松江市から約220キロ、韓国本土のウルチンから約215キロにある日比谷公園ほどの広さの日本海の孤島です。同島海域は魚介類の宝庫として、江戸時代初期から、日本人が経営、漁業を続けてきました。

明治38年1月28日明治政府が閣議により正式に竹島と命名し、島根県隠岐島司の所管とする決定を行い、この決定に基づいて、同年2月22日島根県知事が島根県告示第40号をもって、隠岐島司の所管とする旨を公示しました。以後、竹島は日本の領土として、公然かつ平穩に実効支配がなされてきました。

このように、竹島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であることは明白であります。

しかし、戦後、昭和27年1月18日韓国政府は李承晩ラインを宣言し、竹島の領有を主張し、昭和29年以降は武力占拠の事態にいたり、これ以後、竹島海域に出漁した日本の漁船は、多数拿捕され漁船員は抑留され死傷者も多数に及んでいます。

40年前(昭和40年6月22日)締結された日韓基本条約においても、竹島問題は紛争処理事項として解決されず、韓国による不法占拠は今日まで続いています。

そのことが、平成11年に締結された新日韓漁業協定後においても、竹島の帰属が確定しないことにより山陰沖を中心にして設けざるを得なくなった両国が自由に立ち入ることができる広大な「暫定水域」内でさえ、事実上韓国漁船が独占する海域となり、本県を始め我国の漁船は殆ど立ち入れない状況が続いています。

本県議会としては、韓国による竹島の不法占拠以後、昭和28年3月10日第147定例会以来、昨年9月定例会に至るまでの間、政府・外務省に対し領土問題及び漁業問題の解決を訴え、51年間約20回にわたり、県議会意見書の採択、要望を重ね、その間、

北方領土問題と同様、竹島問題を所管する組織を設置すること。

問題解決のためには国民世論の喚起が不可欠であり、そのために「竹島の日」を制定すること。また学校教育においてこの問題を積極的に取り上げられるとともに、国民的運動の展開を図られること。

両国で合意した紛争解決の交換公文に従い、国際司法裁判所に提訴するとともに、国際社会の理解を得て問題解決を図られること。

など、具体的な要望を重ねてまいりました。

しかし、本県要望に対する明確な回答が為されないまま、今日に至っております。

私ども島根県議会は、時あたかも本年2月は竹島が島根県に編入されてから100周年の節目にあたること、また、日韓基本条約締結から40周年にあたる中で、竹島問題に関する国民の関心も薄くなり、このまま推移すれば竹島問題は風化しかねない、場合によっては時効問題さえ生じかねないことを冷静に強い危惧を抱き、外交権のない島根県に出来ることを冷静に熟慮の上、竹島領土編入100周年を機に国民の皆様に竹島の現状を知っていただき、国民世論を啓発し、一日も早い領土権の確立と真の親善友好を願い条例制定に至ったものであります。

領土問題は、すぐれて国家間の問題であり、外交上の経路を通じて解決されるべき問題です。地方自治体が行う国際交通を流が関わる分野は自ずと異なるものであります。また、領土問題を前提としながら、両国の相互理解・交流が必要だと考えております。

どうか、貴議会におかれては、この様な、本県議会の行動、考えに是非ともご理解を賜りますようお願い申し上げます。

草々

平成17年4月5日

島根県議会議長 ( 自 署 )